

## 最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について

この運用は、「予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領」第2条第9号で規定する最低基準価格及び「低入札価格調査制度の運用に関する要領」第2条の2に規定する調査基準価格に適用するものです。

なお、この運用については、令和5年5月1日以降に発注（公告、公募）したものから適用となります。

工事の種別		直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費に 区分するもの
一般土木工事		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
機械工事（管工事）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
電気工事（建築関係）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
昇降機設備工事等		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
建築に係る解体工事		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
上下水道等工事 （機械設備工事） （電気設備工事）	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
最低基準価格、調査基準価格		×0.97	×0.9	×0.9	×0.68

- \* 上記以外の工事については、一般土木工事の算出を適用します。
- \* 昇降機設備工事等とは、それ以外に製造部門を持つ専門工事企業対象工事も含みます。
- \* 最低基準価格、調査基準価格の設定にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ積上げによる費用を含むものとします。
- \* 複数の工事種別から構成される工事においては、上記の対象工種毎に算出したものの和を最低基準価格、調査基準価格とします。